

令和4年1月31日
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。
さて、標題の件について、令和4年1月29日付で吹田市保健所より「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮及び無症状病原体保有者の療養基準の変更について」の通知がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨を御理解のうえ、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間
○原則、7日間 8日目に解除
- 2 無症状の陽性者（陽性者のうち無症状病原体保有者の療養解除基準）の療養解除基準
○検体採取日から7日間症状が発生しなければ7日間で療養終了
（期間中に発症した場合は、発症日から起算し10日間）

※症状がある場合は、発症日から10日間経過しかつ、症状軽快後72時間経過するまでについては、今までと変更はありません。